

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯山市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

飯山市長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>当該事務は、介護保険法に基づく第一号及び第二号被保険者の資格管理(被保険者証の交付・変更・喪失等)、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付に関する事務である。</p> <p>番号法においては、別表100の項規定のとおり、当該事務のうち、被保険者の資格取得・異動・喪失等の届出や被保険者証の再交付に係る申請等の資格管理、介護保険料の算定に必要な情報の照会、賦課情報を被保険者・関係機関へ通知、減免・徴収猶予に係る申請等の介護保険料の賦課、要介護認定の新規・変更等の申請や居宅・介護予防サービス計画の届出、福祉用具購入費・住宅改修費・その他償還払い、介護保険高額介護サービス費等の支給申請、介護保険負担限度額の認定申請、介護保険利用者負担額減額・免除申請、保険者事務共同処理業務等の保険給付に個人番号を用いることとなる。</p> <p>※本市では、「保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>
③システムの名称	<p>介護保険システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト</p> <p>※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。</p> <p>なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳ファイル、受給者台帳ファイル、賦課台帳ファイル、収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル、受給者情報異動連絡票ファイル、受給者情報訂正連絡票ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表100の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/> 実施する]</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表</p> <p>(情報提供の根拠): 2,3,6,7,11,15,27,38,42,56,65,69,70,80,83,86,87,115,116,125,128,132,137,144,及び145の項</p> <p>(情報照会の根拠): 131及び132の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	飯山市総務部総務課 長野県飯山市大字飯山1110-1 電話0269-62-3111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	飯山市民生部保健福祉課 長野県飯山市大字飯山1110-1 電話0269-62-3111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	
	[<input type="checkbox"/>]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーの取扱いの徹底及び厳守をすることとしている。また、特定個人情報の記載がある申請書等の保管等で手作業が介在するが、施錠できる書棚等に保管することを徹底するなどの対策を講じている。これらの対策を講じていることから、人為的なミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	介護保険の資格、保険料、介護認定、保険給付等を取り扱う事務に関するシステムへのアクセスについては、ICカード及びパスワードによる認証に限定されており、アクセス権限の適切な管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月18日	事業の概要		※当市では、「保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)	事前	
平成27年12月18日	システムの名称		伝送通信ソフト※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用する	事前	
平成31年4月1日	I.5.②所属長の役職名	保健福祉課長 常田徳子	保健福祉課長	事後	
平成31年4月1日	II.1対象人数の時点	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II.2取扱者数の時点	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II.1対象人数の時点	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II.2取扱者数の時点	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	I.4.②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別	事後	
令和3年4月1日	II.1対象人数の時点	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II.2取扱者数の時点	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和7年1月31日	I.1②事務の概要	・番号法の該当条項を修正 別表第一項番68	・番号法の該当条項を修正 別表100の項	事後	
令和7年1月31日	I.3個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一68項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表100の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	
令和7年1月31日	I.4②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,5,6,17,22,26,30,33,39,42,43,46,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,106,109,117,1 20の項 (別表第二における情報照会の根拠): 93,94の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令 第2条の表 2,3,6,7,11,15,27,38,42,56,65,69,70,80,83,86,87,11 5,116,125,128,132,137,144及び145の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令第2条の表 131及び 132の項	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	飯山市総務部庶務課 長野県飯山市大字飯山1110-1 電話0269-62-3111(代表)	飯山市総務部総務課 長野県飯山市大字飯山1110-1 電話0269-62-3111(代表)	事後	
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 1..対象人数の時点	令和3年4月1日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 2..取扱者数の時点	令和3年4月1日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業		新規項目のため追加	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		新規項目のため追加	事後	